

相浦川水系河川整備計画

平成16年2月

長 崎 県

相浦川水系河川整備計画

目 次

1．相浦川流域の概要	1
（1）概 要	1
（2）自然条件及び社会条件	1
（3）自然環境及び利用状況	2
（4）関連計画及び地域の活動	2
相浦川水系流域概要図	4
2．相浦川の現状と課題	5
（1）治水の現状と課題	5
（2）利水の現状と課題	5
（3）河川環境の現状と課題	5
3．計画対象区間	6
4．計画対象期間	8
5．河川整備計画の目標に関する事項	8
（1）洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	8
（2）河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	8
（3）河川環境の整備と保全に関する事項	8
6．河川整備の実施に関する事項	9
（1）河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9
（2）河川の維持の目的、種類及び施行の場所	11
（3）流域での取り組みにおける連携や情報の共有化に関する事項	11
相浦川水系整備計画位置図	13

1. 相浦川流域の概要

(1) 概要

相浦川は、佐世保市北部に位置し、国見峠付近の八天岳（標高707m）に源を發する流域面積約69.2km²、幹川流路延長約20.1kmの二級河川です。相浦川の主要な支川としては、上流部において牟田川、久保仁田川が、中流部において小川内川が、下流部において新田川、小野川、日野川があります。下流部には川下新田（相浦川左岸側）、大湯新田（相浦川右岸側）とよばれる江戸時代に干拓された平野が広がっています。上流部には利水ダムとして川谷ダムが、支川においても相当ダム（牟田川）、転石ダム（久保仁田川）、菰田ダム（小川内川）がそれぞれ建設されており、これらのダムは佐世保市水道局によって管理されています。

図1-1に相浦川水系流域概要図を示します。

(2) 自然条件及び社会条件

相浦川流域の気候は北上する対馬暖流の影響を受けて温暖で、年平均気温は約17℃です。年平均降水量は2,000mm程度ですが、台風や梅雨期の集中豪雨の影響を強く受け、多雨年と少雨年、あるいは、夏季と冬季の降水量較差が大きくなっています。その中でも、過去、主に梅雨期の集中豪雨により災害が多く発生しています。

流域の地形は、丘陵地が海岸線まで迫っており平地が極めて少なく、河川沿いに形成された沖積平野が主な平地部となっています。下流部に広がる低平地は干拓により形成されたもので、現在では主に住宅地・商業地として利用されています。また、現在の流域人口は約65,000人で、そのほとんどが中下流部の平地部に集中しています。

佐世保市は、明治時代に佐世保海軍鎮守府が設置されて以来、「軍港」、「造船」、「石炭」を柱として発展してきました。近年では、西九州自動車道路の整備、佐世保駅周辺の再開発等が進められており、長崎県北部地域の中心都市としての佐世保市を取り巻く環境は大きく変わってきています。

一方、相浦川流域には、泉福寺洞窟を始めとする先史時代の遺跡や城跡などの文化財が多く、古くから人の営みが行われていたことがうかがえます。

(3) 自然環境及び利用状況

流域の上流部は山林で占められ、シイ・カシ・スギ・ヒノキなどの樹木が分布し、河岸にはアカメガシワやネムノキなどの河畔林が形成されているところも見られます。また、ニホンイノシシ・ホンドテンなどのほ乳類のほかに、水辺にはヤマセミ・カワセミ・カワガラスなどの野鳥が生息しており、自然環境が豊かで、夏にはゲンジボタルの観賞会も行われています。

中流部では市街化が進み残された自然は少なくなっているものの、水辺にはカワセミ、カワガラス、サギ類などの野鳥が見られます。河川の利用としては、川に降りられる箇所が限られているため川遊びはあまり行われていませんが、河川沿いの道路にはジョギングやサイクリングをする人の姿が見られます。

下流部では、幹線道路沿いに大学、運動公園、住宅地等の整備による市街化が進んでいるものの、水辺にはサギ類やカモ類が生息しており、本川左岸に位置する新田川の合流部付近の潮遊びではサギ類が餌を採っている姿も見られます。河川内には飛び石が復元・整備されているところもあり、魚釣りや水遊びが行われるなど、地域住民のいこいの場となっています。また、朝日橋上流の中州には新田開墾の成就のため祀られた和田津美神社があり、良好な景観を呈しているとともに、中州周辺の干潟はハクセンシオマネキなどの生息地となっています。一方、相浦橋上流の中州では、近年数が少なくなったアユの放流が毎年春に行われています。その他、相浦橋下流の汽水域はシロウオの産卵場やタケノコカワニナ、チチブ等の生息地となっています。また、河川の利用としては、河川沿いの道路がジョギングやサイクリング、散歩に利用されています。

水質に関しては、環境基準で B 類型の指定されている相浦橋地点^{あいのうらばし}における平成 13 年度の BOD75%値は 2.8mg/ℓで、環境基準値(3.0mg/ℓ)を満足する結果となっています。一方、支川日野川では同値が 13.8mg/ℓとなっており、佐世保市内の調査河川の中で最も高い値となっています。

(4) 関連計画及び地域の活動

佐世保市都市計画マスタープランでは、「高齢社会に向けて、福祉に配慮したまちづくり」、「良好な自然環境や景観の保全」、「市民の安全で快適な生活や環境に配慮した都市基盤の形成」等を重点課題として、安全で快適な生活環境づくりをめざしています。この中で、河川の整備にあたっては、「市民生活の安全」、「自然環境に対する保全と再生」、「地域住民の意向を反映した、やすらぎと憩いの河川空間」、「水と緑のネットワーク形成」が基本方針として掲げられています。このような方針の実現に向けての施策の一環として、佐世保市では、相浦川流域において都市下水路や排水機場の整備が行われています。

また、長崎県では、長期総合計画の中で「地域を支え合う安全・安心な社会づくり」、「自然環境と人々が共生する社会づくり」を政策に掲げ、安全で快適な生活環境づくりをめざしています。

この他、佐世保市地域文化財保全事業第 2 次基本構想では相浦川流域を中心とした史跡の保全・活用に関して、「各史跡の整備とネットワーク化」、「市民の意

識向上と組織化」、「情報発信の核となる拠点整備」といった提言がなされています。

一方、相浦川流域における住民の活動としては、河川清掃やアユの放流などのほか、相浦川の飛び石の保護、水質の調査と水質浄化に対する呼びかけ、上流部におけるホタルの里づくりなどが活発に行われています。

2. 相浦川の現状と課題

(1) 治水の現状と課題

相浦川は、流域面積及び流路延長とも県内有数の河川であり、河川沿いに資産が集中する佐世保市北部の市街地を流れる主要な河川です。

過去の洪水被害としては、昭和23年9月のアイオン台風、昭和42年7月、平成2年6月の梅雨前線豪雨による洪水があります。なかでも昭和42年7月の洪水は、相浦川流域で死者20名、全壊家屋118棟、床上浸水2,009棟、一般資産被害額4億円(昭和42年当時)以上となる戦後最大の大災害となりました。

相浦川では、昭和23年9月のアイオン台風による被害を受けて、河口から中里橋までの約5km区間の河道改修を行いました。さらに昭和42年7月の洪水被害を受けて、中里橋より上流約8.5kmの区間の河川改修を実施しました。

一方、下流部の支川である小野川や日野川では、河積が小さいことや背後地が低平地であることからたびたび浸水被害が生じており、特に日野川では平成13年、14年など近年でも被害を受けているため、現在河川改修を実施しています。

本水系では、過去の被害を受けて治水事業を実施してきましたが、流域内の資産が増大しつつあるなかで、さらなる治水安全度の向上と総合的な治水対策が必要な状況となっています。

(2) 利水の現状と課題

相浦川の河川水は、水道用水並びに農業用水として広く利用されています。水道用水としては、川谷ダム(相浦川)、相当ダム(牟田川)、転石ダム(久保仁田川)、菰田ダム(小川内川)といった貯留施設からの取水が行われ、佐世保市民の生活用水として利用されています。また、農業用水としては、河川やため池などからの取水によって流域内の水田約770haのかんがいを行っています。

佐世保市では、昭和53年及び昭和57年等の渇水において、しばしば深刻な水不足に見舞われました。さらに、平成6年から7年の渇水では、8ヶ月に及ぶ給水制限が実施され市民生活に大きな影響がありました。

(3) 河川環境の現状と課題

相浦川には、河岸の所々に見られる河畔林や下流部の干潟など、動植物の生息・生育の場として豊かな自然環境が残されています。また、流域内の河川沿いを含む全域において数多くの遺跡・文化財が確認されています。これらの区間については、自然環境や社会環境の保全に配慮しつつ治水面・利水面との調整を図りながら河川整備を実施していくことが必要です。

一方、相浦川は、そのほとんどの区間が急勾配のコンクリート護岸であるため、水辺へ近づくことが難しい状況になっており、地域住民の改善要望も高くなっていることから、今後、治水面・利水面との調整を図りながら必要に応じて親水性の向上を図っていくことが必要です。

また、支川日野川は水質が非常に悪く、住民生活や生態系への影響が懸念されるため、流域全体での水質浄化への取り組みが必要となっています。

3. 計画対象区間

本計画の対象とする区間は、表3 - 1、表3 - 2及び図6 - 3に示す二級河川区間全域とします。

表3 - 1 計画対象区間(1)

河川名	起 点	終 点	延 長
あいのうらがわ 相 浦 川	左岸：佐世保市里美町大字上字 上免字郷美谷 590 番地先 右岸：佐世保市里美町大字上字 上免字郷美谷 3 番地先	海に至る	約 20.1km
む た がわ 牟 田 川	左岸：佐世保市相当免戸田江後 933 番第 1 地先 右岸：佐世保市柚木下岳免堀切 4 番地先	相浦川合流点	約 2.0km
さんほんぎがわ 三本木川	左岸：佐世保市柚木町 2220 番 地先 右岸：佐世保市柚木町 2074 番 地先	牟田川合流点	約 0.4km
くほにたがわ 久保仁田川	左岸：佐世保市小船町 2431 番 地先 右岸：佐世保市柚木町 954 番地 先	相浦川合流点	約 1.1km
たかおがわ 高 尾 川	左岸：佐世保市柚木元町 352 番 地先 右岸：佐世保市柚木元町 363 番 地先	相浦川合流点	約 0.3km
いけのがわ 池 野 川	左岸：佐世保市松瀬町 556 番地 先 右岸：佐世保市松瀬町 567 番地 先	相浦川合流点	約 0.5km

表 3 - 2 計画対象区間 (2)

河川名	起 点	終 点	延 長
おののがわ 大野川	左岸：佐世保市松瀬町 852 番 2 地先 右岸：佐世保市原分町 12 番 1 地先	相浦川合流点	約 0.5km
とみみのがわ 埴見川	左岸：佐世保市原分町 621 番地 先 右岸：佐世保市楠木町 5 番地先	相浦川合流点	約 0.8km
のなかのがわ 野中川	左岸：佐世保市十文野町 73 番地 先 右岸：佐世保市十文野町 72 番地 先	相浦川合流点	約 0.9km
おがわちのがわ 小川内川	左岸：佐世保市菰田町 393 番地 先 右岸：佐世保市菰田町 1369 番 1 地先	相浦川合流点	約 4.5km
きまだらのがわ 黄斑川	左岸：佐世保市踊石町 686 番地 先 右岸：佐世保市踊石町 262 番 1 地先	小川内川合流点	約 0.5km
しんでんのがわ 新田川	左岸：佐世保市新田町 618 番 19 番地先 右岸：佐世保市新田町 672 番地 先	相浦川合流点	約 2.3km
おののがわ 小野川	左岸：佐世保市小野町 1596 番 地先 右岸：佐世保市小野町 922 番地 先	相浦川合流点	約 3.1km
ひののがわ 白野川	左岸：佐世保市長坂町 703 番 4 地先 右岸：佐世保市長坂町 416 番地 先	相浦川合流点	約 2.3km

4．計画対象期間

本計画の対象とする期間は、概ね30年間とします。

5．河川整備計画の目標に関する事項

(1) 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

相浦川水系の治水対策は、想定氾濫区域における人口、資産の状況や昭和42年7月の水害等を考慮し、計画規模の降雨により発生する流量の安全な流下を図ります。

また、計画規模を越える洪水等における被害を軽減するため、地域住民や関係機関との連携の強化、河川情報の共有化の推進に努めます。さらに、災害に強い地域づくりのため、土地利用計画との調整を行うなど、総合的な治水対策の取り組みを推進します。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、流域内の開発にともなう土地利用の変化や水利用の実態把握に努め、地域住民や佐世保市等関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、合理的な水利用の促進等適正な水利用を図ることにより、流水の正常な機能の維持に努めます。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

相浦川では、現在の河畔林や干潟などによって形成されている動植物の生息・生育環境を保全するために、河道整備を実施する区間においては、瀬・淵や干潟など多様な河川の形態や自然植生の保全・回復に努めます。また、河川沿いで確認されている遺跡等の文化財の保護に努めます。

さらに、既に護岸の整備が行われている区間においても、自然環境の保全と再生を図りつつ、地域住民が潤いと安らぎを感じるとともに人と川とがふれあえる河川整備を行います。

また、水質汚濁の著しい日野川においては、佐世保市や地域住民等による水質浄化に対する取り組みとの連携を強化するとともに、砂礫などの河床材料や植生による水質浄化作用を取り入れた川づくりに努めます。

6 . 河川整備の実施に関する事項

(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所に関する事項

相浦川水系河川整備基本方針に位置づけられている河川の整備のうち、本川相浦川については、現況流下能力が不足している河口より中里橋までの区間の河道整備を行うことにより、基準地点相浦橋において計画高水流量 $1,200\text{m}^3/\text{s}$ の安全な流下を図ります。

支川日野川については、相浦川合流点から下流ため池までの河道整備を行い、相浦川合流点において計画高水流量 $60\text{m}^3/\text{s}$ の安全な流下を図ります。

支川小野川については、相浦川合流点から^{まがりたばし}曲田橋下流までの河道整備を行い、相浦川合流点において計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{s}$ の安全な流下を図ります。

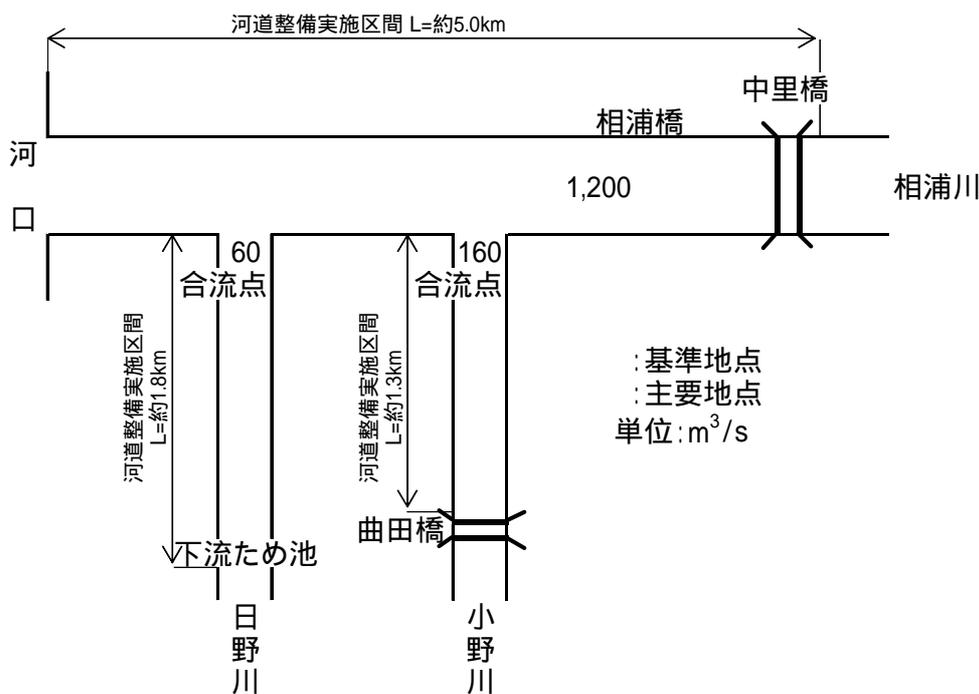


図 6 - 1 相浦川計画高水流量配分図

2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

計画高水流量に対する流下能力を確保するため、相浦川本川は河口から上流約 5.0km の中里橋までの区間について、日野川は相浦川合流点から上流約 1.8km の下流ため池までの区間について、また小野川は相浦川合流点から上流約 1.3km の曲田橋下流までの区間について河床の掘削及び河道の拡幅並びに築堤による河道整備を行います。

その際、河川沿いの土地利用状況や河畔林の生育状況を踏まえたうえで、景観や生態系の保全、文化財の保護に配慮した川づくりに努めるとともに、河床掘削や河道拡幅等による影響が懸念される動植物の生息・生育環境については、施行時期及び施行順序等を検討するなど、その保全・回復を図ります。さらに、人々が水際に近づきやすいように、必要に応じて階段工の設置や緩傾斜護岸の整備を行います。また工事の施行にあたっては関係者との調整を行い、下流における農業用水・水道用水の取水や海域での漁業等に配慮します。

主要な地点における計画横断形は概ね下記のとおりとします。ただし、横断形状については標準的なイメージを示したもので、整備の実施においては現地の状況等を調査し決定します。

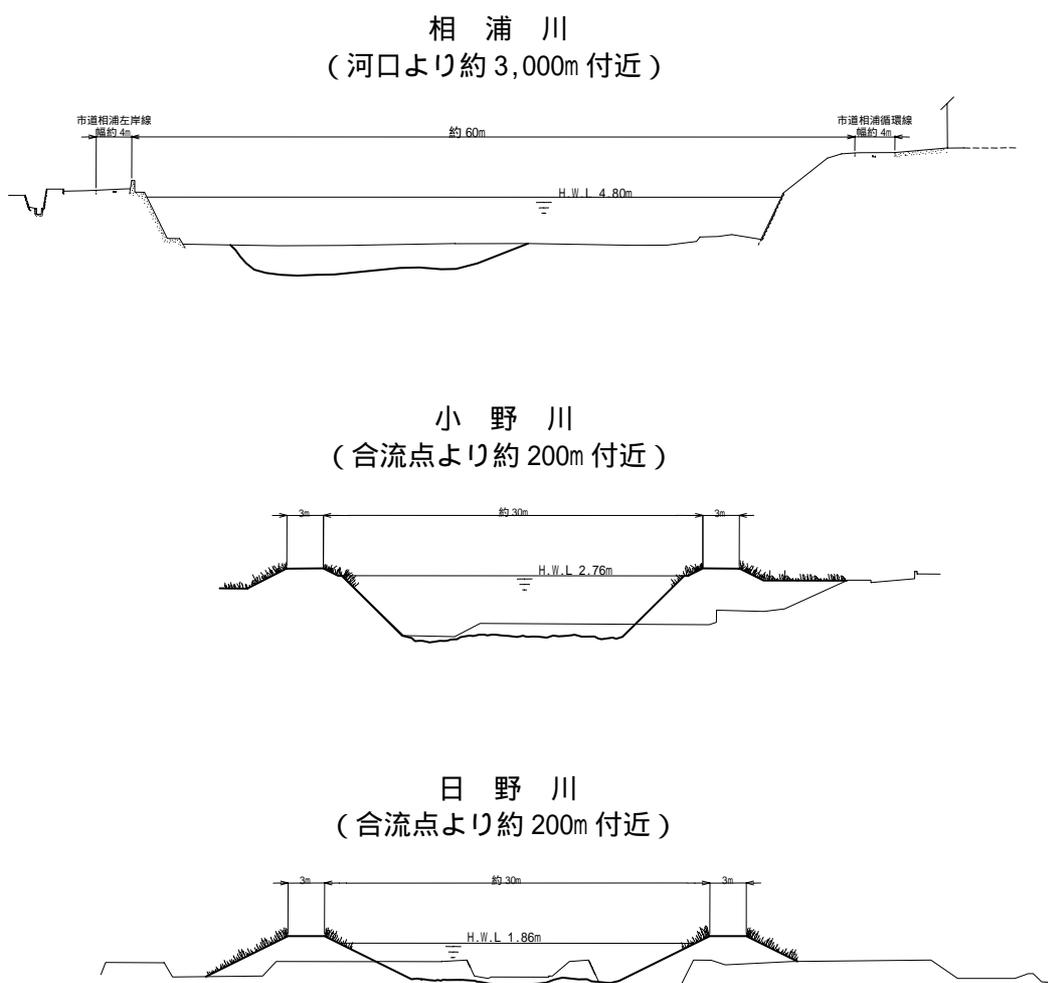


図 6 - 2 主要地点標準横断図

(2) 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1) 河川の維持の目的

「災害の発生防止」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の各観点から、河川の持つ各機能を十分に発揮させることを目的に河川の維持を行います。

2) 河川の維持の種類及び施行場所

堤防・護岸の点検・補修

堤防・護岸については、亀裂や陥没等の異常がないかを確認します。異常が確認された場合には、必要に応じてその補修工事を実施します。

河積の確保

河道内の土砂の堆積状況等を確認し、必要に応じ堆積土砂の除去を行います。また、流水の阻害となる河道内の植生については適正に管理します。なお、土砂除去及び植生管理にあたっては自然環境へ極力配慮します。

河川構造物の点検・維持

水門等の河川管理施設については、保守点検を行うことにより、適正な維持管理に努めます。

水質の改善

相浦川の水質の改善と美しい川づくりのため、下水道整備や農地・畜産環境対策などの他事業や水質に係る地域の活動との連携を図り、ごみ投棄防止のための働きかけを行うなど地域住民と協力して河川の水質浄化に努めます。

貴重な自然環境や社会環境の保全

宅地開発の進む佐世保市北部における貴重な自然環境である相浦川の生態系の保全や、風土、歴史を感じさせる文化財の保護に努めるとともに、人と自然がふれあえる良好な河川環境を地域住民と協力して維持します。

(3) 流域での取り組みにおける連携や情報の共有化に関する事項

1) 流域での取り組みにおける連携の強化

相浦川をよりよい川とするには、地域住民と河川管理者が川は地域共有の公共財産であるとの認識のもと、連携して川を守り育てていくことが重要です。そこで、川の優れた価値を共有するための情報の発信や河川清掃等の地域住民の自主的な活動に対する支援を行うなど、連携のための種々の方策を講じるように努めます。

また、災害に強い地域づくりのため、土地利用計画との調整を行うなど、流域と一体となった取り組みを推進します。

2) 河川情報の共有化の推進

計画規模を超過する洪水や整備途上における施設能力以上の洪水等に関しては、関係機関と連携し警戒避難体制の整備を行うとともに、雨量・水位等の河川情報を迅速かつ確実に地域に提供することで被害の軽減に努めます。また平常時においても、ホームページ等を通じて水文・水質等の河川に関する情報の共有化に努め、地域住民とのコミュニケーションの充実に努めます。

